



自然法の再生

ジョゼフ・シャルモン
大澤 章 訳

水心肆書

目 次

訳者序

1
3

緒論

2
9

自然法学派

十七世紀及び十八世紀における

3
5

自然法の確認及び是認（人権宣言——カントの学説）

歴史学派

1
1
7

功利学派

1
4
3

社会学派又は実証学派

1
7
1

法律的的理想主義の再生の諸原因と特徴

1
8
7

連帶主義

2
0
1

実用主義

2
2
9

8
1

9

内容の可変的なる自然法 2₄¹自由なる科学的探究 2₅¹デュギー氏の客観的法の理論 2₄¹法律と個人的良心との闘争 2₇³結論 3₀⁹

索引

3₁⁶

凡例

- 一、本書は、シャルモン著、大澤章訳『自然法の再生』（一九二七年、岩波書店刊行）の新組復刻新版である。索引は書肆心水が付け加えた。この新版では左記のように表記の現代化をはかつてゐる。
- 一、新字体漢字、新仮名遣いで表記した。「割聯互轉」の各字は旧字体ではないが、それと同義の場合に現在一般に使われている「画連亘集」におきかえた。
- 一、現在一般に漢字表記よりも仮名表記されることが多いものは仮名表記におきかえた。
- 一、送り仮名は現代的に加減した。
- 一、片仮名語においては、現在長音記号を使用することが一般的である場合、長音記号におきかえた。（母音字の直前の一字がもつ母音がその母音字と同じならば長音記号を使用。例、ルソオ→ルソー。）
- 一、片仮名語は現在一般化している片仮名表記がある場合はその表記におきかえた。また同一語の表記不統一は何れかに統一した。
- 一、各種鉤括弧は原則として元の本のままとした（表記法統一のために付加・整理したものを除く）。ただし鉤括弧内にさらに鉤括弧が使われる場合の処理が不統一であるので、これは『』で統一した。
- 一、訳者の註には〔〕の括弧を使い、書肆心水による註には「※」の括弧を使った。
- 一、読点／中黒点／句点を補うか、相互に調整したところがある。

一、原文の「」が「：」に翻訳され（例えば「残してきた・それは」の体裁）、「」が「、」に翻訳されているが、本書では前者を「・」に、後者を「，」におきかえた。ただし、前者については、そこが文や句の切れ目ではなく、「・」では違和感ある場合に限り例外的に「――」におきかえた（七箇所）。「――」は元の本でも使われているが、「――」の直後に読点が添えられていることはないので、その読点の有無でそれと識別されたい。なお、原文の「」「」のすべてが右記の対応で翻訳されているのではない。

一、原註も原書の記述が逐語的に訳出されているので（原書は脚注形式、訳書は段落末注形式）、文献参照における、前掲同所、同右等の書き表し方が簡潔に整理されていないところがあるが、そのまま表記した。

一、踊り字（繰り返し記号）は「々」のみを使用し、その用法は現在の慣例の範囲にとどめた。

一、疑問文の末尾に「？」が置かれていることが少なくないが、「？」ではなく句点が置かれている場合もあるので、「？」がなくとも疑問文であることが明らかな場合には句点で統一した。

自然法の再生



訳
者
序

本書はフランスの法学者ジョゼフ・シャルモン Joseph Charmont の主著 *La Renaissance du droit naturel*, 1910. Montpellier et Paris を原文に従つて逐字的に訳出したものである。

十九世紀の歴史法学派の運動によつて展開せしめられた実証法主義の時代を経過してきた今日において、自然法について語ることは法律学徒に取つて多くの誤解を招き易い。しかのみならずそれは多くの人々に異様な感をさえ懷かせるであろう。そんなにもレアリストイックな傾向は総ての方面において強く浸透しており、自然法の名は今日の法律学においては多くの新奇を追う研究者にとつては全く「流行外れ」^{デモゼン}であり、ややもすれば不信用と輕侮との混交した感情を惹き起すのに充分である。実証主義の名によつて、人は自然法の名を排除しその理念を論争する。既にシャルモン自らがそれを認めている様に、古い自然法学派は、ひとつ憂わしい追憶を残してきたのである。それは直ちに煩瑣哲学と関連して連想せられ、法の進化については、自然法の理念からはもはや何ものをも得る所がないかの如くに思惟せられている。しかし自然法に対するこの態度は、果して正当であるか。少なくともその過去についていえば、人は自然法の成し遂げた偉大な業績を認むる外はない。それを好むと否とにかくわらず、自然法が法律学に對してなした貢献は無視せられてはならない。人権宣言がその最も著しい最近の例のひとつである如く、それが憲法の基礎づけをなし、国際法及び国

際私法のもろもろの基礎と原則とを確立し、刑事法律の改善に大なる寄与をなしている事実は、到底これを看過することが出来ない。

しかば過去において法律の発達に対してかくの如き実り多き貢献をなした自然法は、歴史法学の勃興により、実証主義の運動によつて、再生することの不可能な程度にまで葬り去られたのであるか。自然法は、法律学においては既に全く過去に属し、その現在と未来とはそれと全く関係のないものであるか。我々はこの問題に対する解答を、シャルモンの明快な述作の中に見出す。否定の総ての努力にもかかわらず、自然法の理念の中には、否定せられ得ない何ものかが存在する。「合理的所与」と「理想的所与」とを包含するこの自然法を、ジェニーは *l'irréductible droit naturel* と呼んだ。眞に人はガリレオの有名な言葉を少し変えて、次の如くにいうことができる。 *E pur si rinasce* (それにもかかわらず、それは再生する) と。

もし人が実証法と称する場合に、慣習又は任意な制定によつて規定せられた法の規則を意味するならば、その法の理念は全く相対的なものであり、それは古い自然法の理念に共通であり固有であった絶対又は不变の概念を排除する様に見える。かくの如くして実証法主義は、法を始めて「科学的」な基礎の上に構成し、自然法を超克したと誇負し得たのである。しかし、自然法の理念を全然排除して法の科学的基礎づけの可能を信じ得るものは、皮相に

して新奇を喜ぶ精神でなければ、事実の本質についての深い省察に堪えない浅薄な非実証的な精神であるかの、いずれかである。何となれば、もしも「実証主義とは『実証的なるもの』即ち本源的に把握すべき者の上における、総ての科学の絶対に偏見のない建設を意味する」ならば、いわゆる実証法主義は、この本源的なる法の把握を無視して実在の経験主義の偏見に陥っているからである。元来立法又は慣習の如き單なる事実 *Faktum* は、ただそれ自身のみによつては決して法を形成し得るものではない。それらのものが法としての妥当を獲得するためには、自己に固有しない拘束力の本源を前提する。慣習又は立法の事実そのものが拘束するのではなくして、法の拘束が生ずるためには、かかる事実に拘束力を附与し、それに法的性質を確認する法的根拠の存在が予想せられなければならない。これが本源的に事象を把握する真の実証主義の方法であるべきである。しかしてここに、自然法の理念の必然性が認めらるるのである。それ故十九世紀における歴史法学の全盛を継受して二十世紀に入った法律学が、その世紀の最初の十年において既に経験し始め、今日に至つてなおそれを通過しつつある大なる危機のひとつは、人がその出発点に反して実証主義を絶対化し、その全能を信ずるに至つた過誤、換言すれば法律学における自然法の理念の性急にして不当なる排除に胚胎するものと、評することを得るであろう。

この法律学及び法律哲学上の危機はしかし、それを生んだ事由に對して必然的に、多くの反動を生ぜしめずにはいなかつた。自然法の再生の必要の意識と努力とが、その著しいものひとつである。既にドイツにおいては「可変的なる内容の自然法」を以てのシュタムラーの偉大な業績について、マウスバッハ Mausbach, カートライン Cathrein, ネルソン Nelson, オランダにおいてはクラッペ Krabbe 等が、この新しい自然法運動のために働いてきた。しかして、この傾向はフランスにおいてもまた、その伝統に再び結合し、無視することの出来ない法律的理想主義の機運を作り上げ、法律学の發展にひとつの新しい方向を指示しつつある。シャルモンの「自然法の再生」は、この新しい自然法の運動に對して、ひとつの決定的な意義のある貢献をなした著作であると認められている。

自然法の理念への復帰、一層適切にいえば新しい自然法の理念の確認の必要がフランスにおいて感ぜられ始めたのは、既に十九世紀の末葉においてであつた。しかしふランク Franck の「民法哲学」 Philosophie du droit civil, 1886 及びボースィール Beaussire の「法の諸原理」 Les principes du droit, 1888 の中に展開せしめられた自然法の思想は、言葉の真の意味においての諸原理たる恒久且つ普遍なもろもろの真理と、功用と便益との種々な且つ変化する考慮、立法する場合にそれを顧慮すべきもろもろの便宜とを混同する古い自然法の誤謬から脱してい

なかつた。千八百七、八十年代におけるこの運動は、特にブーダンによつて促進せしめられ、さらにそのもろもろの過誤から解放せしめられて、新しい発展の機運を示した。勿論サレイユがそれを批評してゐる様に、それは未だ自然法のひとつの体系と称することは出来ないで、単に歴史法学派の極端に対する反動であり、自然法学派の返報と見るべき、徐々に生成した傾向である。しかるに千八百九十九年にブーダンの有名なる著作「個人権と國家」*Beudant, Le droit individuel et l'Etat, 1899*が現れて、自然法の新しい運動にひとつの時期を画したと認めらるるに至つた。ブーダンはその法律 *la loi* と法 *le droit*との対立において、この自然法の理念を明らかにした。即ち法律が単に実力の表現にすぎない場合においては、それは実力以上の価値を有するものではない。法律もまた、それが実力以外に効力を有しうるためには、そのもろもろの法律を必要とする。しからばこれらの法律そのものを規定するもろもろの法律とは、何であるか。ブーダンは、それを法律哲学の問題であると考へる。しかして、かくの如き上級の法律とは即ち、諸国家の特殊の法律に優先するひとつの正義に関する理念の中に要約せらるる所のものである。それは立法者そのものを強制し命令し、且つ人間の諸法律が、総てそれに適合することを必要とするものである。この法律は即ち、人間の思想が思惟し得る最も廣義の法を構成する。それは立法者に對してその進むべき道を指示し、

照明する理想である。法律と法との関係についていえば、もちろんの法の外部的保護を発見することは、社会的機構たる法律の目的である。しかしこの社会的機構そのものは法ではなく、ただその消極的な、偶然な、一時的又は地方的発現にすぎない。法律がかかる法を予想するとしても、法は法律の外部に、且つその上に存在する。法は法律ではない、それは却つてもろもろの法律の淵源である。法を作るものは法律ではなくして、その反対に、法律が法から導き出さるものである。かくの如くブーダンは、実証法律の淵源としての法を見た。即ち法とは、実証法がそれに向つて努力すべき窮屈の目的たる正義の理想を表現するものに外ならない。換言すれば、自然法とは、それが現在あるままの法律に対立して、それがあるべき法律を意味する。従つて法律はただ法との適合においてのみ、真に有効である。法はひとつ的目的であり、靈感せしめ方向づけるひとつの理念、ひとつの指導的理念である。しかるに、法律はこれに反して、法がその表現である所の理想的秩序を設定し支持することに役立つにすぎない。

コントの実証主義の影響を多かれ少なかれ受けてきた近代のフランスの法律学のもろもろの傾向は、他の方においてドイツの歴史法学派の影響をも蒙つて、十九世紀の七、八十年代以後は、その極端に煩わされていた。この状態は早晚何等かの反動を喚び醒さずにはいら

れなかつた。ブーダンの著作は、かかる背景の中に生れたのである。しかして彼によつて促進せしめられた理想主義的傾向は、二十世紀の初頭において多くの優れた法学者を歴史法学派によつてもたらされた実証主義の過度の危険に対して警戒した。しかして、正しくかかる状態の下に、フランスの法律学においていわゆる法の危機又は法律哲学の危機がようやく呼ばれ始めた時代に、その危機に刺戟せられて幾多の優れた画時代的な法律学上の労作がなされた。既に千九〇二年にサレイユはその論文「歴史学派と自然法」の中において実証法の極端に対するこの反動の傾向について指示している。オーリュー Hauriou はその institutions の理論を、デュギー Duguit はその連帶の理念に基く客観的法の学説を展開せしめた。ジェニー Geny がその第一の主著「実証的私法の解釈方法」を出したのは、ブーダンの名著の現れたのと同年である。サレイユ Saleilles の「法人論」が出たのは、千九〇九年である。かくの如くしてフランスにおける法律的理想主義の運動は、再びその古い伝統に復帰した。サレイユ、デュギー、オリュー、シャルモン等の名がこれと密接に結び付いてゐる。

シャルモンは実証主義の偏重に胚胎せられたこの法律学の危機に際して、その実証主義と理想主義との対立において、最も強く理想主義的な傾向を代表している。特に彼はジェニーと共にフランスにおける法律学に対して哲学的関心を最も方法的に導入することに努めた一

人であると認められている。彼の主著「自然法の再生」がその著しい表現のひとつである。

彼は他の多くの優れたフランスの法学者の如く、主として私法の研究をその専攻としていた。それらの方面における彼の著作に「私法変遷論」がある。しかし彼は同時に、法律学の基本的な諸問題、法律哲学上の主要な問題について常に深い省察をなしていた。それらのものの代表的な著作にこの「自然法の再生」及び「法の社会化」、「権利の濫用」、「現代における実証法の淵源」等の論文がある。

「自然法の再生」は上述の如き実証法主義の全盛によつて惹き起された法律学の危機を背景として、歴史法学への抗議として書かれたものである。シャルモンは先ず十七、八世紀における自然法が人権宣言の中にその運動の頂点を見出した過程を跡づけ、十九世紀が、個人の自然的権利の思想を容認する所の自然法の理性における「信仰の行為」を如何にして失うに至つたかを、歴史学派、功利学派、社会学派等の学説を展開せしめつつ明らかにした。この十九世紀以来の実証科学の專制と、それに根柢を有する法律学における反自然法的な傾向とに対して、法律的理義主義の立場から力強く反動することが、この著作を通して一貫するライトモティーヴであると評することが出来る。彼の見解に従えば、立法者の側におけるこの自然法の理念の欠除、理義主義の不存在は、やもすれば法律をただ政策のための手段にす

ぎないものと考えさせ、法律に服従する者の側におけるこの理念の否認は、法律に対する尊敬を不可能にし、それを単なる利益に奉仕するための手段として思考せしむる結果に導く。ここに、権利の濫用のひとつの大きな原因が潜んでいる。かくの如き状態の下においては、法律は真に尊敬せらるることが不可能である。法律が尊敬せらるるためには、それは結局自然法の理念を是認しなければならない。何となれば、法律が真に尊敬せらることは、それがそれよりも優越するひとつの正義の表現として考えらるる場合においてのみ、可能だからである。換言すれば、法がその妥当性を要求し得るためには、そこに常にひとつの理想主義に対する是認が存在しなければならない。法律を単なるひとつの事実の表現、又は支配、或いは利益のための方策、実力のための政策にすぎないものと思惟するならば、そこには何等の法の拘束力も存在し得ない。そこに見らるるのは、ただ実力の強制のみである。従つて、法がその妥当性を要求する到る所において、その根柢に、たとえそれが素朴な、感情的なものであるにせよ、ひとつの共通の信念の存在が必要として前提せられなければならない。ここにおいては極端な実証主義者さえ、結局においてはひとつの理想の存在を認めざるを得ない様に強制せられている。即ち法が社会的規範としての拘束力を有し得るためには、常にひとつつの理想主義の最少量の存在が、社会的必要として認めらるるものである。シャルモン

は、この社会的必要に応ずるための努力としての法律学に関する諸傾向を、連帶主義、実用主義、内容の可変的な自然法についてのシュタムラーの理論、自由なる科学的探究の中、自然法のもろもろの所与を包摂したジェニーの学説及び徹底せる実証主義者として自他共に許しているデュギーの客観的法の理論の中に跡づけることが出来ると信じ、そこに自然法の理念の是認を認めている。

シャルモンにとっては、この自然法のは是認はひとつの信仰の行為である。しかしてここに、理想主義者としての彼の著しい特色と、その思索の深さとが窺われる。彼はいう、「自然法或いは一層適切にいえば法律的理想主義の確認は、法律哲学の危機の唯一の解決の様に我々には思われた。この危機は、合理的に、科学的に法の理念を証明する不可能と、この概念にその総ての道徳的内容を奪う経験的な諸手段、諸方法の不充分とから結果する。もしも、人がこの理念を証明することも、それなしで済ますことも出来ないとすれば、人はひとつの信仰の行為をなすことによって、その矛盾を免るるのみである。法の理念はひとつの信仰として、感情のひとつの所与として受け入れられている」と。自然法が存しないならば、それを作ることが必要である。

かくの如くして、シャルモンにとっては自然法の再生は、必然的なものとして思惟せられ、

認識せらるる。しかし、それは決して古い自然法の理念へのそのままの復帰ではない。総てのルネサンスは、その憧憬の対象への自同的^{イダントイック}な復帰を意味するものではない。時間の仲介と他の異なる所与の存在とが、それを常に不可能にする。それは他の異なつた根柢の上に立つ。それは進化の理念と、功利の理念とを、調和する。それはそれがかつて有した絶対的な不変な内容を失う。そこにおいて絶対的なものは、ただ形式のみである。それはしかし、同時に個人と集合体と、個人的良心と法律とを、対立せしむる代りに調和せしむることに努める。道徳と同じく法律的理想的についてもまた、それはその「形式」においてのみ絶対である。それは完全の理念の上に建てられているにすぎない。その内容においては、それは相対的であり、且つ時間を通してその理想を完成することに努むるものである。

我々がシャルモンのこの「自然法の再生」において最も心を惹かせるのは、バルテレミーがそれを評している様に、「宗教的精神」を救うために総ての宗派の信仰者と、総ての信仰教義に関係のない人々とを結合するものとしての新しい法律学の諸傾向の中に、自然法の再生を、ひとつ理想的への信仰を見たことである。この信仰の共通によつて、少なくともそこにひとつつの共同団体が、成立する。バルテレミーの言葉に従えば、精神主義の種々な発現のひとつであるこの「自然法の再生」は、この意味において、ひとつの「宗教的書物」である。

人はそりに、シャルモンの理想主義者としての深やと真摯やと、その哲学的教養の高やい、同時に鋭い批判的な精神とが、単純な透徹した、しかして非常に明瞭な文体によつて表現せられてゐるのを見る。私は実証的実在の経験主義の過重と学問の領域にさえ侵入したスノビズムとによつてその正しい発達の進路を脅かされる危険から全く安全ではない我国の法律学界に、この徹底した静かな、しかし強じひとつの信仰の行為の記念たる貴い著作を訳出して提供し得るゝを、深い喜びとするものである。

シャルモンの著作論文で私の知り得たものは次の如くである。

- 1 Le droit et l'Esprit démocratique, Montpellier, 1908.
- 2 La Renaissance du droit naturel, Montpellier, 1910.
- 3 Les transformations du droit civil, Paris, 1912.
- 4 La propriété corporative, 1877.
- 5 La loi du 24 juillet 1889 sur la protection des enfants maltraités ou moralement abandonnés et son application, 1891.
- 6 Notes sur les causes de l'extinction de la propriété corporative (Année sociologique IV.)

7 Abus du droit. (Revue trimestrielle de Droit civil, 1902.)

8 La socialisation du Droit (Leçon d'introduction d'un cours de droit civil. Revue de Métaphysique et de Morale, 1903.)

9 Les sources du droit positif à l'époque actuelle. (Rev. de Métaphysique et de Morale, 1906.)

10 La coutume contre la loi. (Rev. de Métaphysique et de Morale 1917.)

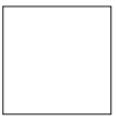
本書がその第一編として出版せられた「法律思想叢書」の刊行については、岩波書店主岩波茂雄氏の理解と同情とに負う所が多い。)に記して深く感謝の意を表する。本書の翻訳に関しては福岡、公教会神父ジョリー師及び学友九州帝国大学教授木村亀二氏の有益な助力を受けたことが尠くない。ジョリー師は内容上の多くの疑義及びラテン語について非常な助力を与えた。木村君は研究に忙しい時間を割いて校正刷と原著とを厳密親切に対照した上、意味、訳語その他について多くのいい示唆を与えてくれた。これらの協力によつてこの訳書が、私一人の努力の結果がそうであつたであろうよりも、一層よいものとせられたことは確かである。私は両氏の親切な労多い助力に対してここに心から感謝の意を表する。

一九二七年八月三〇日

福岡にて

大澤
章

訳者序



緒

論

私は研究の題目としてあなた方に、自然法の諸原則に復帰しようとする現在の傾向を提供する」ことが出来ると信じてきた。^{*1}人は既にいくたびかこの傾向を指示した。一九〇二年「民法雑誌」の最初の諸論文のひとつの中でサレイユ *Saleilles* 氏は自然法の再生について語った、ブーグレ *Bougle* 氏は「連帯主義」に関する彼の著書の中で同じ考察をした。^{*2}最後に「法律哲学の危機について」のひとつの書物の著者ユージェーヌ・エールアール *Eugène Ehrhardt* 氏は彼の最後の諸章のひとつをドイツにおける法律的理想主義の再生に捧げている。

*¹ この小著は一九〇八—一九〇九年の間にモンペリエ *Montpellier* の法科大学においてなされた講義の少し訂正した再刊である。我々はひとつ叙述において授業に適當なもの、教授の諸条件と諸要求とによって決定せられた所のものを消そうとは試みなかつた。これらの諸条件は実際、単に形式の上のみでなく、主題の概念と発展との上に影響している。

*² 「最近の著作による歴史学派と自然法」。(「民法年四回雑誌」、一九〇二年、一巻、八〇—一二二頁。)

*³ 第三章、第二節。「法律学の新精神」、八四頁。

私はしかしこの主題が貴方がたの精神の中において或る警戒を喚び起しはしないかと恐れ

る。自然法学派はひとつの中まわしい追憶を残してきた。それは同時に人がもはやその著作を読まない様な或る法律学者たちの名や、科学のそれと反対である所のひとつ的方法や、退屈であるというひとつの古い名声を博している法律的煩瑣主義の諸問題を喚起する。これらの警戒は非常に不当である。自然法の学派の不信用は、一部分はそれに価しているといいう。我々はこの不信用の諸原因を研究する場合に、それについて考慮するであろう。この学派が大なるもろもろの効績をなしたこと、それに劣らず確かである。それは憲法を基礎づけ、國際公法及び私法のもろもろの基礎及び原則を置き刑事法律の改善に貢献した。これは人がそれを忘れることを甚だ誘惑せられた所のひとつの巨大な努力である。諸會議及び國際的協調の方法による國際法の制定は、もしも自然法の古い学派が、一種の理想を、法律家の共通の見解によつて受け入れられた原則のひとつの全体を、供しなかつたならば、可能でなかつたであろう。

私はもしも貴方がたがこの研究の提起する諸問題に興味をもたないとすれば、それは私の過誤であろうと考えることを禁じ得ない。それら自身によつて、これらの問題は我々の時代の最も煩わしい最も情熱的なものである。それらを取扱うことは一種の不謹慎、恐れ知らずでさえある、何となれば、それらはこの国を分かつ所の諸問題に余りに近く触れるからであ

る。根本においては、我々は特に、名譽、正義及び法についての同じ感情をもたないが故に異なるのである。しかして私は、これらの問題を取り扱うためには、貴方がたが私を信用して下さることを、しかして貴方がたが、公平であり節度あるものであるうとする私の希望に信頼せらるることを私が必要とする感ずるものである。

例えば、そんなに多くの年が経つた後においてさえも、我々を道徳的に市民戦の状態に置いたあの「事件」について、どうして穏やかに語られよう。しかしそれにもかかわらず、この論争において沸騰した所のものは、自然法のひとつの問題である、——真理に第一である所の——ただ一人の人間の権利がひとつの中全体の諸利益、生命を危くすることが出来るかというそれである。ひとつかくの如き問題が提示せらるるのは、決してひとつの悲劇的な事件においてではない。それは無限に異なった場合において各瞬間に再び現れる、それは絶えず書物の中において、新聞の中において、議会の演壇において論ぜられている。一方には、総てのもののに上にひとつのがある、他方には、個人的のもちろろんの権利に、総ての利益に先立ち優先するもろもろの権利の存在を信ずる者がある。我々は良心と法律との間の錯綜した抗争に参加している。同盟罷業の中における軍隊の干渉、反軍国主義の問題、宗教政策の諸問題、損益勘定の際ににおける辞職、服従の拒絶、軍事

裁判所における訴追、殖民政策の企図に反対する土民の良心の自由。絶えずこれらの抗争は単に市民をその間においてのみでなく、各人を彼自らと争わせつつ自らを新たにして生じてくる。解決の唯一の原則は実際発見し適用するのに困難である様に見える。或るものは同盟罷業の中における服従の拒絶を是認する、しかしてそれを損益勘定の中において否認する、又その反対に。我々の政治的将来は大部分は、この問題に対して与えられる解決に繋つていると考へることが許されている。しかりか否か、一体民主主義は総ての論議の上に個人的諸権利の尊重を置き、社会的正義の進歩と調和しうるひとつの触ることの出来ない原則をそれから作ることに成功するであろうか。

同じ様なもろもろの関心が家族と国家との間に起る諸闘争を支配している。「教育」の独占の問題においては、家族の父の権利は国家の上級な利益に反対する、国家は、それが主要なものであると考える諸原則を教育が搖がしうることを許すことを拒む。彼等の間に、彼等の上に、その家族にも国家にも属せず、彼自らに属することを望む所の、その自然的な保護者たちがそれを誤つことなく又隸属せしむることなく保護すべきである脆弱な、なお彼自ら自覚しない人格者たる子供の個人的権利が現れる。

最後に、法律の解釈と適用との中において自然法の役目は何であるか。法の註釈者、それ

を適用することを負課せられている裁判官は、如何なる程度において、もしもそれを訂正するのでないとすれば、自然法から、或いはジェニー Geny 氏の表現に従えば自由な科学的探究から借りてきた諸事実によって、少なくともそれを補完し、越えることが出来るか。又彼らは如何なる程度において、不確実な、捕捉し難いその意思に正義と衡平とのひとつの理想を代置するためには、立法者の意向に関するそんなにもしばしば空しい探究から自らを解放することが出来るか。

法律と個人的良心との間、家族と国家との間、法律と衡平との間の闘争のこれらの総ての場合において、もしも法律哲学の諸問題を論議し、論争するのでないとすれば人は何をなしてきたのか、人は引きつづいて何をなしているのか。

これらの矛盾を取扱う前に、自然法学派の歴史を、それが陥った不信用の諸原因を、その再生の諸事由をざつと跡づけることが必要である。

自然法学派

十七世紀及び十八世紀における

総ての法律哲学の著作はひとつ重要な部分を、自然法の歴史、それを創設した著者及び学説に捧げている。私はむしろ行われた進化の特質を示し、この学派の主要な綱領を引き出し、如何にしてそれが人権宣言の中に確認せられているか、法律哲学が如何にそれを是認しようと努めるかを示すことを試みようと思う。個人的権利を確実にし、それにひとつの堅固な支点を与えるためには、實際それを合理的に正当化し、それが理性のひとつの所与、ひとつの理念であることを示す必要がある。この正当化について最も大きな努力をなしたのはカントである、人は彼が成功したと信ずることが出来る。しかし間もなく抗論が重複し圧迫的になつてくる。ひとつの反動が生じようとする、次第次第に人は理性が法の理念を正当化するのに無力なことを認むる様に導かれる。他方において科学は無益にも道徳を基礎づけようとする、それは諸現象の説明より外には与えることが出来ない、しかもそれは行為のひとつの準則を与うることに無力である。人はかくの如くして法がひとつの功利的な目的しか有しないと考える様になる。それはひとつの目的を達するために定められたひとつの方法にすぎない。しかしそうなると法は全く道徳的価値を失う。それは人がそれに執着し人がそれに自らを犠牲とする価値がなくなる。それは何等尊重すべきものをもたないひとつの実践的な手段にすぎない。それ故ここにおいて我々は深く我々の心を傷つける二つの説明のいづれかを

自然法の確認及び是認
(人権宣言——カントの学説)

この絶対主義的なひとつの概念から人権宣言を刺戟した学説にまで、中間の経過なしに如何にして移り行くか。ひとつは他のものの反の様に見える。しかしそれにもかかわらず、余りに早く判断を下すべきではない。「宣言」の起原の問題は曖昧で、非常に論議せられている。我々を余りにこの論争の中に深入せしむることなしに、一七八九年のもろもろの原則の支配的な特質を認めることに努めよう。

ひとつの空しい抵抗の試みの後で、王が六月二十七日に「三等族」の集会を命令した時、市町村の代表者たちの投票によつて六月十七日に国民議会に組織せられた所の三族会議の最初の関心は、フランスにひとつの憲法を与えることであつた。

七月六日、会議はその仕事を準備する任務を課せられたひとつの委員会を指命する提議を受け入れた。この委員会は、同日に指名せられた。それは諸事務局から選ばれた三十名から構成せられていた。七月九日ムーニエ Mounier は委員会の最初の仕事の報告をしている。彼は準備中の憲法を、その前文となるであろう所のひとつの人権宣言によつて先立たせることを提議する。「人が総ての社会において享有すべきであるもろもろの権利の宣言の後に置いて、人は眞の君主制を構成する諸原則に、統いてフランス人民のもろもろの権利に移るであろう。^{*1}」二日の後、一人の代表者、ラファイエット Lafayette 侯が宣言のひとつの草案を会議に

3

歴史学派

「人権宣言」を靈感づけフランス革命と共に勝利を得た個人主義的の原理に反対して、ひとつ長い反動が十九世紀において生じた。我々はこの反動を、その全体において研究しようと欲しない。^{*1} 我々は、ただもろもろの思想のこの運動から、自然法の学説に反対するものゝの学説を引き離して見ようと欲するばかりである。それらはかなり数多くあり、且つ無限に色合を異にしてはいるけれども、それらは、次の如き仕方で分類せらるる様に見える。歴史学派の学説、功利的学説、社会学的学説。總てがひとつ共通な特徴をもつてゐる。それらはア・プリオリの総ての原理を排斥する。自らを構成するために、進歩するために、法律哲学は「形而上的な創造的な且つ思弁的な想像から出でた所の超人的な、宗教的なひとつの法律的命令の理念から生まれる」^{*2}、クナップが「法律的諸想像」 Rechtsphantasmen と呼ぶ所の迷信から何よりも先ず自らを解放することを要する。これらの「法律的諸想像」の批判と抛棄とがこの「法的実在論」の特徴である。^{*3}

*1 「※訳出欠落——アンリ・ミシェルの重要な『國家の理念』についての著書を見よ。」

*2 ルードヴィヒ・クナップ Ludwig Knapp, 「法律哲学体系」、エルランゲン、一八五七年、二四三頁。——エールアール、「法律哲学の現在の危機」、一三九頁参照。

*3 エールアール、前掲、一三七頁。

4

功利学派

我々は、人が総ての時代に見出す経験主義の変種である所の、功利主義の歴史を要約しようとは欲しない。しかし功利主義学説は特に、謂わば功利主義によつて浸透せられてゐるイギリスの道徳哲学の特徴である。イギリスの功利主義は、ホッブスとロックとのそれらの様に相反する学説によつて刺戟せられている、それはその表現をベンサムとステュアート・ミルとに於いて見出す。我々は特にステュアート・ミルがその弟子にすぎないベンサムに集注しよう、しかして單にその形成のみではなく、功利学説の政治的重要な示すエリー・アレヴィ Élie Halévy 氏の美しい研究^{*}を指導に取ろう。この学説はイギリスにおいては、フランスにおいて自然法学派から流れ出たものに比較すべき自由主義のひとつの運動を喚び醒した。ホップスの思想においては絶対主義に導く功利主義が、ロック、ベンサム、ステュアート・ミル等によつて理解せられてゐる所によれば、反対に、その発議権に反対するもろもろの障碍から個人を解放することを要求し、この発議権においてもろもろの利益の同一と調和においての、信頼を喚び起すことを確認するのは、實際異常に奇なことである。かくの如く異なつた見解を通つて、人間の権利の哲学と功利主義とは、同一の目的に向つて進む様に見える。「人間の権利の哲学は、大陸においては、一八四八年の革命に到達するに至るであろう、もろもろの利益の同一性の哲学はイギリスにおいて、且つ同時代に、マンチエス

社会学派又は実証学派

社会学派は最初の外観においては、非常に確定した特質をもっていない、それは上述の二つの学派から、その観念の或るものを見借りている。歴史学派の様に、それは法をその進化において、その継続的な諸変化において観察し、且つそれらを社会そのものが受くる諸変化に関連せしめる。功利学派の様に、それは諸制度の中に、社会的利益に対して満足を与える所のものもろもろの手段を見る。それはドイツ及びイギリスにおけるこれらの学派のおのおのに部分的に自らを代置した。それはそれらの間に一種の合同を來たらしめた。しばしばその代表者たちは、同時に二つの学派のひとつに属している。かくの如くしてスペンサーは、同時に功利主義者であり社会学者である。社会学派はフランスにおいては、ひとつ非常に大きな重要性を帶びた・それを創設したのは、一人のフランス人、オーギュスト・コント Auguste Comte である。それは疑いもなく諸学説のひとつ完全なる統一を許容しない・互に接近する様に見ゆるもろもろの見解の間には、しばしば非常な差異が存在する。しばしばそのもろもろの傾向そのものさえ反対している。スペンサーは、例えばオーギュスト・コントの影響を受けたことを否認さえしている、しかして、彼の著しく個人主義的な諸傾向は、社会学者の大部分のそれと、奇異な対象をなしている。デュルケーム Durkheim の学派と彼の協働者たちの忠実な集団の側に、人は多かれ少なかれ社会学的方法の影響を受け、且つ実証主義と

法律的理想主義の再生の諸原因と特徴

一八九一年に「個人権と國家」とに関するブーダン Beudant の美しい書物が現れた時には、法律的理想主義は我が国においては、異様に不信用になつていていた。ブーダンは伝統を再び新たにした、人権宣言に、及び自然法学派に再び帰つた、法を理性の上に築いた、個人権を國家に対立せしめた、しかして国家の総ての干渉の中に個人権のひとつ制限を見ることにおいて、この対立を誇張しさえした。^{*} 彼と同じ様に遠く行くことなしに、人は彼がひとつの現実の危険を指摘したことを、認めなければならない。法の理念の否認は、民主主義を絶対主義のひとつ道の中に惹き入れた、総てのものに越えて個人を自由にし、彼の生命の権威を確保しようと欲した「革命」のそれとは反対のひとつの流れに、人は従つた。ひとつの悲観した結論の中で、ブーダンは、彼の反対者たちを検覈けんかくした、攻撃の増大してくる力を、抵抗の弱さを確認した。右に左に、彼が論争したもろもろの学説の中に、彼は法についての同じ軽蔑、同じ不寛容、国家の全能への同じ傾向を、再び見出した。

*
1

しばしば反対にこの干渉は、最も弱い者の権利を保護する様に定められている。国家がその権力を制限し、又は監督する場合には、それは妻と子供との諸権利を保護するのである、彼が労働時間を制限する場合には、それは労働者の自由を害するよりも、むしろ保護するのである。

7

連帶主義

連帶主義は、道徳的行動の原理として連帶の理念を採用する所のひとつの中説である。

人々の結合、相互依存を表明するこの連帶の理念は、ひとつの非常に古い理念である。

これはひとつの中イリスト教的な理念である。我々は總てひとつの同じ身体の四肢であると聖パウロはいった。「我々が罰に陥るのはただ一人の人間の墮落によつてであると同じ様に、總ての人が義とせらるるのは、ただ一人のものの義によつてである。總てのものがアダムにおいて死ぬると同じ様に、總ての者はキリストにおいて甦る。」原罪の教義はもろもろの罰の他の者への寄与から、贖罪のそれはもろもろの効績の他の者への寄与から流れ出る。これはカトリック教の中において彼等の間に、勝利を得る、戦闘的な、悩める三つの教会の總ての成員を結合する紐帯を表示する所の聖者たちの團結においても同じである。洗礼を受け且つ彼等が罪を犯したとしてさえも、なお聖者たることに召されている總ての者は、彼等の祈禱、彼等のもろもろのよき行い及び彼等の贖罪によつて、互に助け合うことが出来る。

*1 「ローマ人への書簡」、第五章、十八節。

これは科学から借り来たつたひとつの理念である。それは生活を特色づけることに役立つ所のものである。「もしも人が實際、生物、個人を定義しようと求めるならば、人は異なつ

實用主義

実用主義 (Pragmatisme) といふこの名称は、ひとつの学説よりもむしろひとつ的方法、ひとりの傾向、行動のひとつの細目を指示するものである。*πράγματος* (諸事実に関係して) の転化によって創られた「実用主義的」 Pragmatique という言葉は、この方向の中に特徴のあるもの、もろもろの理念に対しても自身のために興味をもたず、そのもろもろの成果、そのもろもろの実際的な結果を評価しようと欲する意思を表そうとしているのである。ひとつの学説の価値は、そのもろもろの効果によって自らを決定する。

*¹

かなり最近にアメリカ及びイギリスにおいて発展し且つ迅速な進歩をなした実用主義的運動は、特にウイリアム・ジエームズ William James 及びシラー G. Schiller によって代表せられている。ボストン及びニューヨークにおいてなされた pragmatique に関するジエームズの諸講演は、一九〇七年ロンドンにおいて出版せられた。シラー Schiller の「人間主義研究」 Studies in humanism は一九〇八年に現れた。(ロンドン、マックミラン) パリ、アルカン、一九〇九年に予告せられたジャンケレヴィッチ Jankélévitch の翻訳。人は、我々の思想を明らかにするために、同じくピアース・ハウ Pierce How の古い論文を引用することができる(一九〇八年一月、「通俗科学月誌」 Popular Science Monthly)。実用主義的概念においてピアースに特殊なものは、pragmatism と名づけられる。シラーは、ア・プリオリを、絶対なるものの探究を、避けつつ、又もろもろの経

内容の可変的なる自然法

もしも現在において人が自然法のもちろもろの概念とももろもろの方法とに再び帰つてくると
いうことが真であるとしても、これらの概念はそれにもかかわらず、かつて人が一般に採用
した所のそれらとは、著しく異なるものである。古い学派が考えていた所の自然法は、普遍
的で不变であった、それは実証法の総ての問題に対し、ひとつの理想的な、総ての点にお
いて満足な解決をもつていて、しかして、この解決を人間の理性が見出すべきであり、且つ
見出すことが出来た。そこには、謂わば二つの並行の立法が存在し、それらの間には、ひと
つの不断の比較が行われた、一方においては実証法が、他の方においては自然法が。実証
法は、偶然な、不完全な立法であった、自然法は、絶対的な、理想的な立法であった。第一
のものは、第二のものに接近し、それと融合する様に努むべきであった。「自然法は、それ
を直ちに実証法に変えることを見るのが望ましいことである所のもちろもろの規則の集合であ
る。」とウードー Oudor がいう。^{*1}

*1 「法律哲学の最初のもろもろの試み」、六七頁。

確かに歴史学派は、かくの如きもろもろの主張に対しては、苦もなく破ることが出来た。
それは、もろもろの制度が如何に形成せられ変化するかを、如何なるもろもろの影響の下に

10

自由なる科学的探究

自由なる科学的探究は、法律上の理想主義に対して法律解釈の上に直接にその行動を及ぼすことを許すために、ジェニー Geny 氏によつて提議せられた方法である。そんなにも重要であり、且つそんなにもよく知られている彼の諸著作、即ち実証的私法の解釈方法に関する彼の研究及び二十世紀直前における実証法の概念に関する彼の講演の中において、ジェニー氏は、自然法の行動はそれが到達した所の法典編纂の運動の中において如何にしてほとんど消滅したかを示した。理想によつて思念せられたひとつの法の理念は、論理的に制定法の制度に、法律的要素の誇張に導く。制定法とは即ち、様式化せられた且つ至上の理性である。それは總てを予見し、且つ總てを決定することが出来、又出来なければならない。裁判官の唯一の使命は、その適用を確保することである。フランス革命の当時において支配していた思想においては、法の支配が解釈の總ての困難を除去すべきであつた。總ての註釈は曲法の哀むべき手段を刺戟するに役立つばかりである。常識と法律を尊重しようとする意思とが總てに充分であり得ると共に、充分でなければならぬ。人はトゥリエ Toullier の最初の註釈の出現に際してのナポレオンの焦ら立つた驚きと、人が彼に歸する言葉とを知つてゐる。實際においては、彼の總ての助言者たちは、彼の感情を配たなかつた、大多数のものは、法典編纂はひとつの法律解釈の必要を存続せしむること、且つこの解釈は或るひとつの自由を以

デュギー氏の客観的法の理論

我々を法律上の理想主義に導くもろもろの学説の中において、我々は如何にしてデュギー Duguit 氏の諸理論を説明することが出来るか。それらは反対に、実在論的であり、もろもろの事実の上に基礎づけられており、もろもろの抽象を蔑視し、デュギー氏自身の表現に従えば^{*}「かかるものとして不可知の領域に属し、ひとつの宗教的体系又はひとつの詩的作品の主題としては役立つ事が出来るけれども、実証的科学に対しても全く関係のないものである所の、純粹な形而上学の諸概念と」分離しようというひとつ明白な願望によって満たされているのではないか。彼は「客観的法と国家」に関する彼の書物の初めの方の頁から^{*2}、個人の権利は「ひとつの純粹なる仮定、ひとつの形而上学的な断定であり決してひとつの現実ではない」と宣言することに努めている。擬制の一種によつて、人は個人と国家との間に締結せられたひとつの契約を仮定する、歴史が決してそれについての例を引いたことのないこの契約において、個人は彼の利益のためにもろもろの留保をなす・そこには、保護せられ且つ触るべからざるものとなる所の、自我の一部分がある。人はこの構成のもろもろの必要のために集合体にひとつの借りものの人格を与え、個人に対立した国家をひとつの法の主体とします様に導かれる。これらの学説は、或るひとつの時期においては、利用せらるることが出来た。それは国家の万能を制限し、行政及び司法における恣意にしてひとつの限界を置き、公

法律と個人的良心との闘争

もろもろの自然法の信奉者たちは今日においては、個人的意識を集合的意識に、個人を國家に対立せしむるについてのひとつより少ない傾向をもつてゐる。個人主義の概念は変化した。それは、連帶の理念によつて変更せられ更新せられた。他の人々の協力が自我の発展に対して必要なものに思われる。それにもかかわらず、闘争は常には避けられることが出来ないで、直ちにひとつの烈しい、ほとんど悲劇的な性質を呈する。人はそれについてこの最近の数年に、余りに数多い例を見てきた。

兵役はほとんど到る所において、ひとつの義務的の性質を帯びてきた。法律は例外を許さない。その良心と彼の宗教上のもろもろの原則が武器を採ることを彼に禁ずる所の者、戦争をひとつの普通の殺戮としてひとつの罪悪として考へる者は、何をなすであろうか。

軍隊はしばしば同盟罠業の中に干渉する。軍事的訓練は、もろもろの条件を認めない。軍隊に編入せらるれば、労働者は他のものと同じ様に、ひとつの兵士にすぎない、彼はひとつの同盟罠業において、彼の如くに思惟し、彼と同じもろもろの利益を有する人々に反対して進むことを、命ぜられ得る、彼が彼等を知つてゐるということ、彼等が彼の友であり彼の親類であるということが可能である。もしも彼が、彼等の上に発砲することの命令を受けた場合には、従つて、彼が服従することを要するのであるか。



結

論

我々は何故又如何にして自然法のひとつの再生があつたかを示すと努めた。自然法又は一層正確にいえば法律的理義の確認は、法律哲学の危機の唯一の解決の様に我々には思われた。この危機は、合理的に、科学的に法の理念を証明する不可能と、この概念にその総ての道徳的内容を奪う経験的な諸手段、諸方法の不充分とから結果する。もしも人がこの理念を証明することも、それをなしで済ますことも出来ないとすれば、人はひとつの信仰の行為をなすことによって、この矛盾を免るるのみである。法の理念は、ひとつの信仰として、感情のひとつの所与として、受け入れられている。この概念の中に実用主義の、しかし緩和せられた、理性の監督に置かれた実用主義のひとつの部分が在るということは、可能である。ここでは理性は感情と矛盾しない、そのおのののもの間には、不調和は存在しない。自然法の理念は従つて、それがかつてそうであったのとは異なつて考えられている。それはひとつの他の基礎に依拠している、それと同時にそれは、或るいくらかの変遷を経けする。それは、進歩の理念と、功利の理念と自らを調和する。それは、その絶対的な不变な特徴を失う、それは、ひとつの可変的な内容を有するばかりである。それは、個人と集合体との相互依存を考慮する。それは、かくの如くして、それらを対立せしむる代りに、個人的良心と法律とを関連せしむる様に努める。

それ自らを変遷せしめつつ、法律的理想主義は、自らを弱めはしなかつた。それは反対に、堅実にせられ拡大せられた。

メーン 159
メルラン 253
モンテスキュー 56, 60–64, 66, 68–72, 88, 119

ら 行

ライプニッツ 46
ラッベ 220, 246, 249
ラファイエット 82–84, 86
ラブーレー 74
ラング 290
利己主義 104, 131, 137, 138, 161–163, 183, 194, 211
リシャール 175, 178, 282, 284
理想主義 17, 20–23, 25, 30, 51, 120, 127, 135, 136, 160–166, 169, 179,
180, 182, 183, 188, 189, 191–194, 199, 206, 214, 231, 252, 274, 284, 310,
311
立法者 18, 21, 34, 68, 149–151, 154, 155, 157, 160, 180, 181, 243, 244,
253–255, 262, 263, 267, 268, 270
類推 238, 261–263
ルソー 56, 58, 72–75, 77, 89, 92, 105, 126, 169, 278
ルヌーヴィエ 72, 107, 109, 205
歴史学派 20, 21, 118, 119, 124–129, 132, 134, 159, 172, 178, 242, 257
歴史法学 14–16, 18–21
連帯主義 23, 30, 190, 199, 202, 206–209, 212, 214–216, 220–227, 276, 279
ロック 48–55, 88, 108, 144

わ 行

ワイス 88

- パレー 164
反抗の権利 290-292
万民法 37-39
ピウロー 179, 180, 191, 194, 195, 211
ヒューム 96, 152, 161, 198
ビュルラマキー 54, 55
フィエ 204
フィルマー 50
フーアイエ 109-111, 114, 160
ブーグレ 30, 133, 134, 206, 214, 220-222, 224
ブーダン 18-20, 40, 42, 43, 70, 73, 74, 77, 92, 124, 126, 166, 170, 188, 244
ブートゥミー 90, 91
ブートゥルー 95, 97, 101, 108, 109, 192, 193, 198, 199, 208, 214, 226, 227, 231, 306-308
フェネロン 59, 60
プッフェンドルフ 45-47, 53, 55, 88
プフタ 127
ブラックストーン 145
フランク 17, 244
フランス革命 65, 72, 94, 118, 119, 252, 295
ブリッソー 145
ブルードン 253
ブルジョア, L 206, 207, 209, 213, 222, 223
ブロンデル 237, 238
ヘーゲル 112, 125, 126
ベンサム 51, 144, 145-150, 152-161, 163-165, 170, 173, 243
ポースィール 17, 244
ポシェエ 57, 60
ホップス 43, 46-49, 53, 58, 126, 144
ポルタリス 120

ま 行

- マウスピッハ 17
マラペール 213, 218, 219
マリーオン 51-53, 204
ミシェル 118, 205
ミル 144, 159, 164-166, 170
民主主義 33, 182, 188, 189, 192, 194, 207, 226
ムーニエ 82, 84
メイニアール 270

シラー 112
シラー, G 230, 231
人権宣言 14, 21, 36, 56, 82, 83, 88, 91–94, 118, 177, 188, 295, 296
人道 62–64
神秘主義 184
スピノザ 102
スペンサー 159, 164, 165, 167, 168, 170, 172, 177, 178, 284
スマス 53, 162
正義 18, 19, 22, 32–34, 37, 38, 41, 47, 48, 78, 104, 131, 135, 139, 148, 168, 170, 177, 182, 193, 198, 207, 212–214, 216–218, 220, 226, 246, 249, 256, 257, 259, 263, 267, 278, 283, 292–294
絶対主義 48, 56–58, 74, 76, 82, 126, 144, 188, 277
戦争 43, 60, 63, 66, 105, 161, 288

た 行

抵抗の権利 294, 296, 297, 299
デュヴェルジエ 253
デュギー 20, 23, 199, 274–281, 283, 284, 295
デュラントン 253
デュルケーム 172, 173, 205
デランドゥル 279
デルボス 73, 74, 93, 94, 97, 99, 103, 106, 113
ド・ペーズ 295
トゥリエ 252, 253

な 行

ナポレオン 252
ニーチェ 111
ヌート 54, 55
ネルソン 17

は 行

パイヨー 209
パスカル 236
ハッチソン 162
バビニー 234
バルテレミー 24, 181, 279, 283, 295
バルベイラック 54, 55, 301

- クロアズエ 191, 208
グロティウス 37, 42–48, 51, 53, 55, 66, 302
憲法 14, 31, 68, 82, 85, 86, 90, 105, 180, 278, 296
衡平 34, 62, 216, 259, 260, 269
功利学派 21, 172, 178
功利主義 51, 52, 132, 138, 144, 147, 158–162, 164, 169, 170, 172, 194, 235, 280
合理主義 49, 95, 136, 172
国際法 14, 31
個人権 56, 57, 68, 76, 78, 88, 92, 93, 124, 140, 167, 188, 215, 223, 248, 283
個人主義 74, 89, 118, 170, 172, 177, 205, 220, 221, 278, 288
コンスタン 278
コント 19, 172, 176, 178

さ 行

- サヴィニー 119–125, 127, 128, 139
サバティエ 191
サレイユ 18, 20, 30, 140, 225, 249, 250, 263, 271
サン・ピエール 105
ジード 54, 174, 203–205, 226
シェイエス 84
ジェームズ 184, 230, 231, 233–235
ジェニー 15, 20, 23, 34, 140, 219, 252–263, 265–269, 271, 284, 285
実在論 118, 127, 137, 274, 275, 277
実証主義 14–16, 19, 20, 22, 23, 172, 191, 235, 284
実証法 14–16, 19–21, 37, 69, 122, 242, 252, 259, 263
実証法主義 14–16, 21
実践理性 99–101, 113, 235, 236, 258
実用主義 23, 199, 230–232, 234–239, 310
シャヴグラン 301, 302
社会学派 21, 172, 173, 178
社会権 140, 223
社会主义 183, 190, 220, 221, 223, 225
社会的連帯 276–278, 281, 282
ジャネー 43, 47, 60, 63, 69, 70, 77
自由主義 51, 52, 54, 91, 136, 144, 169, 170, 207, 269, 278
シュタムラー 17, 23, 248, 249
シュティルナー 111
ショペンハウアー 112

索引

あ 行

- アトジェ 93, 291
アレヴィ 144–148, 150, 151, 153, 155, 158, 160, 162–165
アンドレー 217, 223
イエリネック 86, 88–91
イエリング 126–129, 132, 134, 136–139, 141
ウイリアムス 91
ウードー 242
ヴォルテール 56, 63
ウォルフ 95
ウルピアヌス 41
エールアール 30, 118, 128, 178
エルヴェシウス 145, 146
オーリュー 20

か 行

- カートライン 17
階級 85, 150, 207, 225
解釈者 40, 247, 253–256, 260–264, 267, 268, 271
科学的 15, 23, 34, 61, 129, 160, 173, 198, 199, 206–209, 226, 236, 237,
252, 256, 263, 270, 283, 284, 310
革命 49, 56, 65, 72, 77, 86, 93, 94, 118–120, 144, 145, 188, 207, 224,
225, 252, 284, 295, 299, 303
カント 36, 72, 73, 93–96, 98–101, 104–110, 112–114, 140, 177, 198,
235, 236
カント主義 106, 235, 258
カンバーランド 53, 55
キケロ 38
擬制 180, 268, 270, 274
キリスト教 41, 43, 45, 58, 59, 91, 123, 130, 202, 207, 238
クナップ 118
クラッペ 17